

介護予防通所リハビリテーションの場合の利用者負担額(1割)(令和3年 4月 1日現在)

1 保険給付の自己負担額

- ・要支援1 2,053円
- ・要介護2 3,999円

サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ

- ・要支援1 88円(1月につき)
- ・要支援2 176円(1月につき)

選択的サービス複数実施加算(Ⅰ) 月額480円
(運動器機能向上及び口腔機能向上)

運動器機能向上加算 月額225円

口腔機能向上加算(Ⅰ) 月額150円

生活行為向上リハビリテーション実施加算 開始から6ヶ月迄562円

介護職員処遇改善加算(Ⅰ)(支給限度基準額算定対象外)

基本料金と諸加算の合計に4.7%乗じた額が加わります。

介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)(支給限度基準額算定対象外)

基本料金と諸加算の合計に2.0%乗じた額が加わります。

予防通所リハビリテーション令和3年9月30日までの上乗せ分が新型コロナウイルス感染症への対応として基本料金の合計に0.1%乗じた額が加わります。

2 利用料

- ① 食費(1回につき) 600円

施設で提供する食事をお取りいただいた場合にお支払いいただきます。

介護予防通所リハビリテーションの場合の利用者負担額(2割)(令和3年 4月 1日現在)

1 保険給付の自己負担額

- ・要支援1 4,106円
- ・要介護2 7,998円

サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ

- ・要支援1 176円(1月につき)
- ・要支援2 352円(1月につき)

選択的サービス複数実施加算(Ⅰ) 月額960円
(運動器機能向上及び口腔機能向上)

運動器機能向上加算 月額450円

口腔機能向上加算(Ⅰ) 月額300円

生活行為向上リハビリテーション実施加算 開始から6ヶ月迄1,124円

介護職員処遇改善加算(Ⅰ)(支給限度基準額算定対象外)

基本料金と諸加算の合計に4.7%乗じた額が加わります。

介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)(支給限度基準額算定対象外)

基本料金と諸加算の合計に2.0%乗じた額が加わります。

予防通所リハビリテーション令和3年9月30日までの上乗せ分が新型コロナウイルス感染症への対応として基本料金の合計に0.1%乗じた額が加わります。

2 利用料

- ① 食費(1回につき) 600円

施設で提供する食事をお取りいただいた場合にお支払いいただきます。

介護予防通所リハビリテーションの場合の利用者負担額(3割)(令和3年 4月 1日現在)

1 保険給付の自己負担額

・要支援1	6,159円
・要介護2	11,997円

サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	・要支援1 264円(1月につき)
	・要支援2 528円(1月につき)

選択的サービス複数実施加算(Ⅰ) (運動器機能向上及び口腔機能向上)	月額1,440円
---------------------------------------	----------

運動器機能向上加算	月額675円
-----------	--------

口腔機能向上加算(Ⅰ)	月額450円
-------------	--------

生活行為向上リハビリテーション実施加算	開始から6ヶ月迄1,686円
---------------------	----------------

介護職員処遇改善加算(Ⅰ)(支給限度基準額算定対象外)	
	基本料金と諸加算の合計に4.7%乗じた額が加わります。

介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)(支給限度基準額算定対象外)	
	基本料金と諸加算の合計に2.0%乗じた額が加わります。

予防通所リハビリテーション令和3年9月30日までの上乗せ分が新型コロナウイルス感染症への対応として基本料金の合計に0.1%乗じた額が加わります。

2 利用料

① 食費(1回につき)	600円
-------------	------

施設で提供する食事をお取りいただいた場合にお支払いいただきます。